入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月10日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（高負）横浜環状北線馬場出入口・馬場換気所及び大田神奈川線街路築造工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市港北区菊名五丁目から神奈川区西寺尾一丁目まで

⑷　工事内容

①　以下の実施設計及び施工

・横浜環状北線馬場入口（港北側入口）　L＝710m

・横浜環状北線馬場出口（生麦側出口）　L＝580m

・横浜環状北線馬場入口（生麦側入口）　L＝750m

・横浜環状北線馬場出口（港北側出口）　L＝830m

・横浜環状北線馬場換気所地下躯体構築一式

②　以下の施工

・大田神奈川線街路築造工事　L＝680m

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年9月30日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して2次審査を受ける入札参加者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の対象工事である。

②　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第8条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は2者若しくは3者で構成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の構成に当たっては、当該点数が1,800点以上の者は1者までとする。

⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる完工した工事の施工実績（元請に限る）があること。

なお、共同企業体の代表者又は構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者については、単体又は共同企業体の代表者として完工した以下の工事の施工実績を有すること。ただし、ア及びイの要件を満たす工事はそれぞれ別の工事でもよい。

ア　シールド外径7m以上の密閉型シールドトンネル工事

イ　場所打ちコンクリートを使用した掘削深度20m以上のトンネル工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下の工事の施工実績を有すること。ただし、ア及びイの要件を満たす工事はそれぞれ別の工事でもよい。

ア　シールド外径5m以上の密閉型シールドトンネル工事

イ　場所打ちコンクリートを使用したトンネル工事

③　単体又は共同企業体の代表者として完工した以下の工事の施工実績を有すること。

ただし、共同企業体の場合は構成員のいずれかが施工実績を有していればよい。

・中折れ装置を用いたシールド外径5m以上の密閉型シールドトンネル工事

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（本工事を統括する監理技術者をいう。以下同じ。）、副監理技術者（馬場換気所工事において、監理技術者の業務を補佐する者をいう。）、設計管理技術者、設計照査技術者及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者及び副監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成23年7月1日（金）を予定している。

また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び設計照査技術者を平成23年3月23日（水）までに配置できること。

①　主任技術者については、ア～ウいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による技術検定のうち、1級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第6条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としてシールド外径7m以上の密閉型シールドトンネル工事の経験を有する者であること。なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

②　監理技術者については、ア～ウを、副監理技術者については、ア、イ、エを満たすこと。

ア　監理技術者及び副監理技術者は、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　監理技術者及び副監理技術者は、以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

1）1級土木施工管理技士

2）技術士（建設部門）

3）1）、2）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　監理技術者は、専任の監理技術者又は現場代理人としてシールド外径7m以上の密閉型シールドトンネル工事の経験を有する者であること。なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

エ　副監理技術者は、場所打ちコンクリートを使用した掘削深度20m以上のトンネル工事の経験を有する者であること。なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。

③　設計管理技術者は、技術士（建設部門（選択科目を「トンネル」とした者に限る。））の資格又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

④　設計照査技術者は、以下の要件のいずれかを満たすものとする。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「トンネル」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　RCCM（専門技術部門がトンネル部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　現場代理人は、専任の監理技術者又は現場代理人として、市街地（DID相当）におけるトンネル工事の経験を有する者であること。なお、上記工事は平成12年度以降単体又は共同企業体の構成員として完工した実績（元請に限る）をいう。DIDとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。

⑸　1に示した工事に係る設計業務等の請負者（入札説明書に示す。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。